

# 医療費控除、事例による可否判定

(可は○、不可は×で表示)

	可否	治 療 内 容
1 治療の対価	○ × ○ ○ × × ○ × × ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯列矯正（美容整形目的のものは除く）</li> <li>・ 視力回復センター（医師の治療ではない）</li> <li>・ レーシック（視力回復）手術費用（医師の治療）</li> <li>・ オルソケラトロジー（角膜矯正）治療（医師の治療）</li> <li>・ カイロプラクティック施術費用（医師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師の資格のない者が行う施術）</li> <li>・ スポーツ（健康維持のための）マッサージ</li> <li>・ 温泉病院（医師の治療）</li> <li>・ 湯治費用（医師の治療ではない）</li> <li>・ 人間ドック（但し、その結果重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるときは医療費に含む）</li> <li>・ 美容整形手術</li> </ul>
2 入院の対価	○ ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差額ベット代、入院中の食事代（治療に要する範囲内）</li> <li>・ 入院中の諸雑費（テレビ使用料、冷蔵庫使用料、診断書代等）</li> </ul>
3 医療用器具等の購入費用	○ × ○ × ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注射器、酸素吸入器等（医師による治療に直接必要なもの）</li> <li>・ 防ダニ寝具（医師が勧めたものでも、医療用器具に当たらない）</li> <li>・ 松葉杖、車椅子（医師等による治療（通院）に直接必要なもの）</li> <li>・ 補聴器、入れ歯、眼鏡（医師による治療に直接必要なものを除く）</li> <li>・ 丸山ワクチン（医師による投与）</li> <li>・ おむつ、ストマ用装具（医師が発行した「おむつ使用証明書」「ストマ用装具使用証明書」が必要）</li> </ul>
4 医薬品の購入対価等	○ ○ × ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風邪薬（市販薬であっても領収証により確認できれば可）</li> <li>・ 漢方薬（医薬品であって、治療又は療養に必要なものに限る）</li> <li>・ ビタミン剤（健康増進のためのもの）</li> <li>・ サプリメント（健康）食品（医師が勧めても医薬品ではない）</li> </ul>
5 通院費用等（人的役務の提供）	○ ○ ○ ○ × × ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通院のためのバス電車代</li> <li>・ 通院のためのタクシー代（タクシー利用が必要な場合に限る）</li> <li>・ 付添人の交通費（子供や高齢者等付添いが必要な場合）</li> <li>・ 入院患者の世話のための交通費</li> <li>・ 出産のため実家に里帰りするための交通費</li> <li>・ 遠隔地の医師の治療を受けるための通院費用（但し、その医師でないと治療できないような場合は可）</li> <li>・ 通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代（人的役務の対価に当たらない）</li> </ul>
6 療養上の世話の対価	○ ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院及び在宅療養の世話のための費用（親族に払う謝礼は除く）</li> <li>・ 医師や看護婦等に支払った謝礼金（治療費以外）</li> </ul>